

第25回名取市農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和2年5月27日(水)
開 会 午後2時
閉 会 午後2時45分
2. 場 所 名取市役所 6階大会議室東側
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地の賃貸借権解約について
5. 出席委員(13人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 布田 順一 2番 大内 繁徳 3番 入間川 康弘
5番 大久保 昭子 6番 高橋 千里 7番 武田 とも子
8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美 10番 松浦 岩男
11番 阿部 悦雄 12番 入間川 昭一 13番 松浦 朋子
14番 引地 長一
推進委員 大内 伸一
6. 欠席委員(1人) 4番 佐竹 智弘 8番 吉田 芳信 9番 相澤 喜美
7. 事務局出席職員
事務局長 小畑 信一、局長補佐 平井 啓嗣、主幹 佐藤 理恵
8. 会議の内容 別紙会議録のとおり

第25回名取市農業委員会総会会議録

【開 会】

午後2時、4番 佐竹智弘、8番 吉田芳信、9番 相澤喜美が欠席であることの報告及び、農業委員12名、農地利用最適化推進委員1名、計13名の出席の報告し、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることにより開会を宣言した。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【会議の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

10番 松浦 岩男 委員 11番 阿部 悦雄 委員

◎会議の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。

それでは、高橋千里代表委員よりご説明をお願いします。

○3班代表委員（高橋千里委員）

第3班を代表しまして、高橋千里からご説明いたします。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和2年5月27日提出。

番号1、増田字後島228番3、地目は登記畑、現況雑種地、登記面積322㎡、転用目的は住宅建築、譲渡人・譲受人の住所・氏名については総会資料のとおり、開発許可は要、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買で1㎡当たり24,844円専用住宅1棟2階建、建築面積107.23㎡、川内沢ダム建設事業に伴う移転です。

位置図、公図については、議案書の2ページ、担任委員会資料は1ページから2ページです。

これは、川内沢ダム移転に伴う公共用地の三者契約です。場所につきましては、市道杉ヶ袋線沿いにあります。用地区分は第2種農地で、担任委員会資料2ページを見ていただきますと、雨水は南側側溝に流すということでブロック塀は3段の化粧ブロックでフェンスを回す予定になっており、建築確認済となっています。しかし、現場は既に着工しており砂利が敷かれ建てるための準備が進められていて、道路の縁石も変更工事が終わっている状態です。顛末書の中には川内沢ダムの完成予定が令和7年になっています。移転する方の建築完成予定が令和2年9月ということで、申請について県と業者が確認をしないで着工したということでした。県が許可するにあたり、県がこういう間違いをすることは大変遺憾であり厳しく注意しました。担任委員会に出席するにあたり、県では委任状も持ってこない状態に対し抗議いたしました。

続きまして、番号2、下増田字広浦16番1、広浦16番2、地目は登記畑、現況雑種地、登記面積は1,069㎡と1,206㎡合計2,275㎡です。転用目的は駐車場資材置場、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、売買で1㎡当たり3,516円資材置場、大型車両、大型重機等駐車場です。

位置図、公図については、議案書の3ページ、担任委員会資料は3ページから4ページです。

場所につきましては、ソーラー団地の南側になります。第2種農地になります。譲受人の方は復興道路にかかって代替地として申請地の向かい側に工場を持っている方で手狭になったため求めたということです。出入り口は西側の道路を利用し、ゆくゆくは大きい道路からも入れるようにしたいとのことです。敷地は、転圧をして砂利を敷き、雨水は自然浸透で北側と南側の側溝から配水となります。排水溝に詰まりがあったことを伝えました。

続きまして、番号3番、愛島笠島字北南沢83番1、地目は登記、現況とも畑、登記面積は700㎡です。転用目的は資材置場、貸付人・借受人の住所・氏名については、総会資料のとおりです。開発許可、否、転用目的に係る事業

又は施設の概要は、賃借権設定期間10年、賃料月5,000円で足場材等資材置場です。

位置図、公図については、議案書の4ページ、担任委員会資料は5ページから6ページです。

農地区分は第2種農地、農業用水はありません。雨水は自然浸透で南側の側溝に排水となります。申請地の北側は貸付人の自宅になっています。申請地の周りはトラロープで仮囲いをするとのことですが、借用期間が10年なのでトラロープで大丈夫なのか聞いたところ、後はきちんとしたいとのことでした。出入り口は、貸付人宅の入る道路を使うとのことでしたので迷惑をかけないよう指導しました。

議案第1号1番から3番までにつきまして、5月25日の担任委員会で調査を行いました。

1番は、譲渡人である宮城県仙台地方ダム総合事務所長の委任を受けた職員と譲受人本人から、2番は譲受人である法人の代表取締役から、3番は貸付人本人と借受人である法人の代表取締役より、それぞれ実情を聴取いたしました。

1番の件につきまして、宮城県の認識不足から不備な点がありましたが、公共事業に対する協力者である譲渡人の今後の生活再建に鑑み、また、本件に関し宮城県より顛末書も提出されたことから、農地転用につきましては止むを得ないものと考えます。

2番、3番の農地転用につきましては、お配りした「農地転用許可基準及び審査内容」でお示しのとおり、農地区分における転用については、問題ないものと考えます。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の大内 伸一委員からご意見等についてお願いいたします。

○ 農地利用最適化推進委員（大内伸一委員）

議案第1号1番から3番につきまして、5月25日に担任委員会の調査に同行いたしました。

1番は宮城県の事業により移転される方の移転先として住宅建築するための転用ですが、宮城県の事務手続きに不備があったため、農地転用の許可前に既に一部住宅建築のための整地がなされておりました。

本来であれば原状回復させるべきと考えますが、宮城県からはこの件に関し、顛末書が提出されていることと、公共事業に協力した譲受人の今後の生活再建に支障が生じないためにも、やむを得ないものと考えます。

2番は、碎石等の資材置場と、駐車場とするためのもので、近隣にある施設が手狭になったために必要となったものです。近隣農地等に被害を及ぼさないよう、除草、土砂管理を徹底していただくよう指導いたしました。

3番も資材置場として転用するもので、除草、土砂管理を徹底するよう指導いたしました。

以上、今回の案件につきましては、問題ないものと考えます。以上です。

○議長（大友正一会長）

只今、両委員からご説明、ご意見をいただきました。この件について、ご質問はございませんか。

○10番（松浦岩男委員）

1番について、既に家を建てるばかりになっているが、原状回復が懸命だと思います。担任委員会で譲受人は遅れても構わないと言われましたので、指導する立場の県が先に行ってしまった、県は5条申請を分かっていたと言っていました。分かっているのかと私なりに考えています。県が見本を見せて原状回復するのが懸命ではないかと考えます。

○議長（大友正一会長）

県は5条申請を分かっているかどうしてやらなかったのか、三者契約においてのいろいろな勘違いがあったのかと、またこれが4月の年度変わり、前任者と後任者との連絡がうまくいっていなかったのかと思われまます。これについては、三者契約の中で一番悪いのは県だと思います。県に協力した譲受人の方に迷惑がかかる結果となった。

このようなことのないように、県の常設審議会での意見を審議してもらう予定です。また、県知事へ要望書を提出したいと思えます。ただ今回に関しては相手のいることですから、ダムに協力したけれども家が今年中に建たないというのは県の無責任さで、我々農業委員としては協力した人の気持ちも思えばやらざるを得ないのかと思えます。皆さんどうですか。

○10番（松浦岩男委員）

譲受人は遅れても構わないと言っていたので、顛末書で済ませるのはどうかと思う。

○14番（引地長一委員）

24工事の申請があった際に、ここに何が建つのか経緯を把握して許可だしたのか、その辺の流れについてはどうなっているのか。

○議長（大友正一会長）

24工事の申請が出ているのは確認しましたが、隣接している土地について、

どうなっているかまでは把握されていないようです。

○6番（高橋千里委員）

農業委員会の申請が先になるよう言ってもらいたい。今回は、令和2年9月まで移転しなければならないので、温情があってもいいのかなと思います。

○議長（大友正一会長）

それでは審議に入ります。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長（大友正一会長）

挙手全員でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（平井局長補佐）

それでは、議案書の5ページをお開きください。議案第2号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和2年5月8日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和2年5月27日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規10件 94,015.36㎡、更新はありません。

合計10件 94,015.36㎡。

2 利用権を設定する土地

田76筆 90,185.36㎡、畑6筆 3,830㎡、

合計82筆 94,015.36㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定10件。

② 賃借権の存続期間。3年3件、5年2件、10年5件。

③ 借賃（10a当り）。30kg2件、45kg3件、60kg2件、
2,000円1件、5,000円2件。

④ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和2年5月29日予定。

5 詳細につきましては、議案書6ページから9ページのとおりです。賃借権設定 10件、94,015.36㎡になります。

なお、各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○議長（大友正一会長）

質問ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号については原案のとおり承認いたします。

《報告事項（1）農地法第5条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地の賃貸借権解約について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第5条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地の賃貸借権解約について」、を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（佐藤主幹）

〔別紙議案書により報告事項（1）から（2）について、届出内容について説明を行い、届出を受理した旨説明をした。〕

○ 議長（大友正一会長）

只今、事務局から説明がなされました。これについて、ご質問はありませんか。

○議長（大友正一会長）

ございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（1）から報告事項（2）までに

ついて承認といたします。

○議長（大友正一会長）

次にその他にはあります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（小畑局長）

〔6月の農業委員会行事日程説明を行った。〕

○議長（大友正一会長）

それでは、第25回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後2時45分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和2年6月26日

名取市農業委員会
議 長 _____

署名委員 10番 _____

署名委員 11番 _____